別記様式第七号（第七条関係）

協議会設置申出書

年　月　日

都道府県知事　殿

漁業権者の住所
漁業権者の名称及び代表者の氏名　印

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第35条第１項の規定により、下記のとおり協議会の設置を申し出ます。

記

1　共同漁業権の免許番号
2　共同漁業権に係る漁業種類及び漁業の名称
3　協議会の構成員に加えるべき者
4　協議内容

以　上

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にこの省令による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式により提出された申出書は、この省令による改正後の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第七号により提出された申出書とみなす。

（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正）

3　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改める。

第五条の二第二項中「及び持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）」を「、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）」に改める。

○国土交通省令第七十七号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十三条の二第一項、第十四条第一項、第十七条の十九において準用する第十七条の四、第二十八条の二及び第二十九条の四の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条に次の一項を加える。

8　第二十五条の規定にかかわらず、第五十六条第一号ルの登録船舶職員養成施設の課程を修了した者（前条第一項に掲げる者を除く。）であつて、当該課程において、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習を二月以上（ただし、その期間のうち、二月以内の期間に限り、工場における実習の期間をもつて代えることができる。）行つた履歴を有する者が、修了後、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習又は機関の運転に関する職務を六月以上行つた履歴を有するときは、六級海技士（機関）試験又は内燃機関六級海技士（機関）試験を受けることができる。

第五十五条の表に次のように加える。

次条第一号ルの登録船舶職員養成施設	内燃機関六級海技士（機関）試験

第五十六条第一号ニ中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同号に次のように加える。

ル　内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設（その海技免許について機関限定として内燃機関に限定した六級海技士（機関）の養成を目的とする第一種養成施設をいう。以下同じ。）

第五十七条第六号中「船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設、六級海技士（航海）第一種養成施設」を「六級海技士（航海）第一種養成施設、船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設」に、「及び」を「、」に改め、「内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設」の下に「及び内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設」を加える。

別表第六第六号の表に次のように加える。

六級海技士（機関）試験又は内燃機関六級海技士（機関）試験	十二以上	総トン数五トン以上の船舶	八月以上	実習又は機関の運転	期間のうち、二月以内の期間に限り、工場における実習をもつて船舶による実習に代えることができる。